

部活動を教員の働き方とユースワークの視点から問い直す —教育と福祉の連携による子どもの放課後の居場所づくり—

今井 崇恵

山梨大学大学院修士課程生命医科学専攻

田尻 敦子

大東文化大学

概要：教員の多忙化が深刻化している。OECD の TALIS2018 (Teaching and Learning International Survey) において、日本の教員が最も長時間勤務であると明らかになった。文部科学省の調査では、中学校教員の休日の勤務時間は多い。その理由は部活動にある。本研究では、若手非正規教員の働き方と部活動に焦点をあてる。インタビュー調査から、次の4点が明らかになった。1点目として、若手非正規教員も運動部の顧問を任せ、休日出勤を余儀なくされている。2点目として、若手教員が部活動において、子どものいじめや不登校のケアを行うケースがある。3点目として、部活動は子どもの放課後の居場所のひとつになっている。4点目として、部活動をユースワークの視点から再構築する必要がある。地域コミュニティにおいて、子どもの居場所を教育と福祉の連携により紡ぎなおす必要性がある。

キーワード：若手教員、部活動、子どもの居場所、ユースワーク

Rethinking extracurricular activities from the perspective of school teachers' work style and youth work -Creating a place where children can spend their time after school through cooperation between education and welfare-

Takae Imai

*Graduate School of Department of Biomedical Science,
Yamanashi University*

Atsuko Tajiri

Daitobunka University

Abstract: *Teacher's overwork is in a serious situation. The OECD TALIS 2018 revealed that Japanese teachers work the longest hours. According to a survey by the Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology, junior high school teachers working hours on holidays because of extracurricular club activities. We focus on how young non-regular teachers work and what club activities. The interview survey revealed the following four points: First, even non-regular young teachers are forced to work on holidays because they are assigned to be the advisors for extracurricular sports. Secondly, there are cases where young teachers take care of children's school refusal and bullying during club activities. Thirdly, club activities are one of the places for children to stay after school. Fourth, there is a need to restructure club activities from the viewpoint of youth work. It is necessary for education and welfare to work together to create a place for children in the local communities.*

Keywords: *Young teachers, Extracurricular club activities, Places for children, Youth Work*

1. はじめに

学校教員の多忙化、教員不足は深刻な状況にある。過労死ラインを超えて働く教員も存在する。OECDのTALIS2018 (Teaching and Learning International Survey)において、OECD参加国の平均は38.3時間、日本の小学校は54.4時間、日本の中学校は、56.0時間とし、日本の教員が最も長時間勤務であると明らかになった(文部科学省・国立教育政策所, 2020, p14)。文部科学省の調査においても、平日の1日あたりの勤務時間(持ち帰り時間は含まない)では、小学校教諭は11時間15分、中学校教諭11時間32分としている(文部科学省: 2018: p2)。また、教員の学内勤務時間は、休日の1日あたり、小学校教諭は1時間7分、中学校教諭は3時間22分としている(文部科学省, 2018, p11)。教員の多忙化において、特に中学校教員の長時間勤務の実態は深刻である。文部科学省の調査からも、中学校教員の休日の勤務時間は多い。

中学校教員の休日の勤務時間が多い要因として、主に、部活動が考えられる。教員が休日に部活動業務を行っている時間は、休日で2時間程度とされている(文部科学省, 2018, p8)。特に、若手教員は運動部をもたされるケースが多いとされ、立会時間が長いとされる(内田他, 2018, p21)。部活動顧問の担当となった場合、休日であっても部活動業務に時間を費やしているといえる。部活動によって、教材研究や学級運営、子どものケアなどに割く時間が少なくなっている。

文部科学省の調査において、教員不足については、非正規教員の不足が深刻な状況にあると明らかになっている(文部科学省, 2018, p2)。非正規教員の状況について佐久間(2019a)は、2001年以降の行財政改革の結から、正規教員の雇用数を減らし、その一部を非正規に振り返られてきたと指摘している(佐久間, 2019a)。特に、臨時的任用教員の教員が増加している。

では、臨時的任用教員はどのように働いているのだろうか。臨時的任用教員へのインタビュー調査から、担任、校務分掌、部活動の主顧問を担う等、正規教員とほぼ同等の仕事をしている状況にあることが明らかとなっている(今井・田尻, 2020)。正規教員とほぼ同等の仕事をしていても、非正規であるため、「年次有給休暇の日数が少ない、臨時職員について生理休暇が条例に定められていない」ことに加え、育児・介護休暇は「1年以上勤務する職員」とされている(薄田, 2017)。こうした休暇をとることは難しい状況にある。2005年度に実施された質問紙調査においては、回答者は女性がほとんどで年代も40代や50代が多く、正規教員をして育休のために退職し、臨時的任用教員として働いているとしている(井上・村松, 2007)。この調査の時は、特に既婚女性の臨時的任用教員の多くは、「自分の好きな期間を選べること」と回答していたとしている(井上・村松, 2007, p525)。しかし、現在は、正規教員とほぼ同等の仕事量に加え、教員不足から自分の好きな期間を選ぶといった余裕はない状況にある。

臨時的任用教員の中でも、特に若手の場合、経験も浅く、研修をうけることのないまま働いている(今井・田尻, 2020)。同じ初任であったとしても、臨時的任用教員の場合、初任者研修の対象から除外されている状況にある。さらに、部活動の運動部の顧問をもたされ、平日の勤務時間外、休日などに働いているケースも存在する。臨時的任用教員の中で特に若手の場合、次年度への教員採用試験の人事に影響するのではないかという不安もあり、部活動の顧問を希望しない場合でも、正規教員よりも顧問を断ることは難しい状況にあるといえる。こうした背景からも、若手の非正規教員はより困難な状況に置かれている可能性がある。そこで、若手非正規教員へのインタビュー調査から、特に部活動に焦点をあてて聞き取りを行う。若手非正規教員が部活動をどのように捉えているのかを探究する。

部活動においては、教員の長時間勤務の実態が明らかとなり、部活動ガイドラインの制定や自治体によっても部活動への業務改善がされつつある。確かに、学校教員が部活動によって長時間勤務になっていることは問題である。しかし、仮に部活動の活動回数を減らしたり、部活動を廃止したりした場合、子どもにとってどのような影響があるのだろうか。若手非正規教員からの聞き取りをもとに、放課後の子どもたちの居場所の在り方を探究する。

1.1 研究目的

本研究においては、次の三つの問いを探究することが主な目的である。

- (1)若手非正規教員が学級担任、授業、校務分掌、部活動のフルセットの働きをしている状況に関するナラティブな語りをもとに、部活動を含む教員の働き方を考察する。
- (2)子どもにとって部活動がどのような意味をもっているかという若手非正規教員の語りをもとに、部活動の多義的な意味を探究する。
- (3)部活動は教員の長時間勤務の要因の一つとなっている。若手非正規教員が部活動の主顧問を担うことには限界が存在する。その一方で、部活動は、放課後の子どもの居場所や、地域を超えた多様な経験、スポーツや文化活動に参加する経験、学級以外の居場所など多様な機能をもつ場となっている。では、誰がどこでどのように放課後の子どもの学びと育ちをケアしたらよいだろうか。この問いをユースワークの視点から探究する。

1.2 研究方法

本研究においては、インタビュー調査を実施した。内容は、「大学時代に学んでおいてよかったこと」「仕事の内容」「学校の規模」「ほしいケアやサポート」「将来のライフプラン」等の基本的な問いかけをしながら、会話の流れを大切に、本人自身が最も語りたいことをひきだすよう試みた。可能であれば、1回ではなく、複数回のインタビューを行い、書き起こしたインタビューを本人が確認をし、足りない情報はメールやSNSなどを通じて補足的に補った。

田尻（2006）で提唱した Lave&Wenger（1993）の状況的学習論を発展させた「共に問いを探究する実践共同体」を醸成する研究方法を用いて、若手の教員自身が、共に問いを探究できるような関係性を築くことを試みた。調査者と被調査者が「書くものと書かれる者」の権力的関係性にとどまるのではなく、共に問いを探究しあう関係性を築くことを目指している。例えば、部活動によって長時間勤務になっている実態が会話からでてきた際、「ではどのようにしたら解決できるのか」という問いをなげかけ、共に問いを共有し解決策を探るよう試みた。インタビューを行った約 50 名の中には、定期的に連絡をとりあい、数名で、地域を超えて語り合う関係性が自然と生まれている。文化人類学的な参与観察の理論や手法を応用して、今後も、長期的で継続的な研究を行う予定である。

1.3 研究対象

本研究では、研究対象として、若手の非正規教員の語りに焦点を当てる。中学校教員の長時間勤務の要因の一つとして部活動があげられる。特に、若手教員は、運動部をもたされやすいとされている（内田，2017）。さらに、非正規教員である常勤講師においては部活動の立会時間が長いと指摘されている（内田他，2018a，p9）。

非正規教員には、多様な雇用形態が存在する。臨時的任用教員、産休・育休代替教員といった常勤で働く非正規教員、特定の授業だけを教える非常勤講師など多様な働き方

が存在している。近年、初任の臨時的任用教員が、正規教員と同等の仕事量で働くケースが増加している。臨時的任用教員は、同じ年齢の正規教員と比較すると低賃金で、初任者研修や初任向けの指導担当教員がつかず、1年ごとに異動をしながら、次年度の教員採用試験に向けて学習するという不安定な立場に置かれている。

佐久間 (2019b) は非正規教員を「アルバイト教師」と呼び、臨時のはずが常態化し、翌年度の教員採用試験合格を目指す弱い立場から、困難な業務でも引き受けざるを得ない現状を指摘している。内田 (2018b) が「定額働かせ放題」と呼ぶ給特法が、「アルバイト教師」にまで適用されているという問題が存在する。

若手の非正規教員は、教員の働き方と部活動をめぐる矛盾や葛藤を体現する存在でもあり、今後の部活動のあり方を考察する上で、示唆を与えると考えられる。そこで、本研究では若手の臨時的任用教員（以下、若手非正規教員と称する）に焦点をあてる。また、本研究では、18歳未満である者を「子ども」と称する。

本研究では、首都圏の私立大学の教員養成課程修了した若者と地方国立大学の教員養成課程修了した若者を中心に、インタビュー調査を約50名実施した。その中で、特に中学校で働く若手の非正規教員2名、教育委員会や学校の補助員、など多様な経験をもつ非正規教員1名の合計3名のインタビューをもとに考察する。

1.4 先行研究の検討

上述の通り、OECDが実施したTALIS2018の結果から、中学校教員は課外活動（スポーツ・文化活動）の指導時間がOECD参加国中で最長であることが明らかとなっている（文部科学省・国立教育政策所，2018，p14）。日本の部活動の指導時間が長いとされ、教員の多忙化の要因の一つとなっている。中学校教員の部活動問題については、教育社会学者である内田（2018）が、中学校教員へのアンケート調査から部活動による長時間勤務の実態を明らかにしている。内田（2017）によると、若手教員が運動部をまかされるケースは相対的に多い。

こうした部活動における長時間勤務の実態は現職教員からも声があがり、部活動問題への解決につながっている。実際に、既に部活動においてのガイドラインや自治体の取り組みにより、教員の負担を減らす取り組みはなされつつある。例えば、部活動指導員を取り入れるといった工夫があげられる。部活動指導員に関して、平成29年度に制度化され、「実技指導、安全・障害予防に関する知識・技能の指導、学校外での活動(大会・練習試合等)の引率、用具・施設の点検・管理、部活動の管理運営(会計管理等)、保護者等への連絡、年間・月間指導計画の作成、生徒指導に係る対応、事故が発生した場合の現場対応等」を主な職務としている（文部科学省，2017）。自治体で規則を策定し、自治体もしくは学校は部活動指導員に対して研修を実施することとなっている。これにより、教員でなければできなかったことを部活動指導員が担い、指導することを可能としている。しかし、そうした部活動指導員が充実しているとは言えない状況である。

では、教員は部活動をどのように捉えているのだろうか。内田他（2018）が実施した調査において、「生徒の就職や進学役に立つ」「生徒の問題行動の抑止に効果がある」と回答する教員は若手教員が多いとしている（内田他，2018，p36）。こうした、部活動への効能があると感じている教員は存在している。特に、若手教員がそうした回答が比較的多いとされている。

なぜ、若手教員は部活動が生徒に役立つと感じているのか。それは、「教員自身のため」であると指摘されている（内田他，2018，p36）。部活動によって、「教員としての資質が向上」「部活動と教科指導の両方に秀でてこそ一人前である」と回答している教員は、若手教員が多いとしている（内田他，2018，pp37-38）。こうした回答から、部活動は子ども

のためと思いながらも、自分のためであるとも思いながら顧問をしている。過労死ラインを超えるような長時間勤務の状況でこうした回答である。

若手教員の中でも、特に若手非正規教員の場合、1年おきに学校を異動すること、次年度の教員採用試験の人事への影響等により、正規教員と部活動との関係が異なる可能性がある。そこで、若手非正規教員が部活動をどのように捉えているのかを明らかにする必要がある。

実際に、部活動はどのような側面があるのだろうか。加藤（2018）はこれまでの部活動研究を、「スポーツの場としての部活動」「特別活動としての部活動」「居場所としての部活動」といった研究が存在しているとしている。こうした部活動における研究から、本研究においては特に「居場所としての部活動」に焦点を当てる。「居場所としての部活動」は、「生徒の学校適応を促すもの、学校内での居場所を提供するものとして部活動を位置付ける」（加藤，2018，p71）としている。確かに、学校内での居場所づくりになるのかもしれない。しかし、居場所といったとき、学校内での居場所だけではなく、地域の中での居場所という意味で居場所を考える必要がある。これは、学校が放課後の中学生や高校生の居場所となっているのではないかということである。そこで、本研究では、部活動がどのような役割を担っているのかをインタビューより探究する。

2. 教員の働き方と給特法

OECDの調査や文部科学省の調査から、長時間勤務の実態が明らかになっている。さらに、内田（2018）が実施した、中学校に勤務する教員へのアンケート調査においても、教員の平日1日の労働平均が12時間を超えて働いているとしている（内田他，2018，p8）。こうした調査結果から、本来の教員の労働時間である7時間45分という勤務時間は、はるかに超過しているといえる。

通常、労働時間を超過して働いた場合、残業として扱われ賃金が支払われる。しかし、学校教員の場合、超過した時間に残業代はでない。また、残業という扱いにすらならない。それは、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、給特法とする）によって、教員には時間外勤務を命じないと定められているからである。しかし、勤務形態が特殊であることを踏まえ、給料月額の4%に相当する教職調整額を支給するとしている。4%というのは、1996年度に行われた「教員勤務状況調査」より、超過勤務時間を1週間平均、小学校で1時間20分、中学校で2時間30分であったとし、それをもとに算出したものである。現在の学校教員の働き方をみれば、4%上乗せでは見合わない仕事量であることは明らかである。

この給特法による定額働かせ放題は常勤の非正規教員も同じ状況となっている。通常、アルバイトの場合、超過勤務したら、アルバイト代が支払われる。しかし、相対的に給与の低い非正規教員もこの定額働かせ放題の対象となってしまうている。部活動の手当では労働に見合わない対価となっている。

2.1 若手教員と部活動

時間外労働の中でも特に、部活動は長時間勤務の要因の一つである。では、教員は部活動に対してどのくらいの時間をかけているのだろうか。

OECDの調査において、教師が校務分掌や部活動などに追われ、授業の教材研究などにかかる時間が少ないことが指摘されている。TALISの結果から、中学校教員における課外活動の指導時間が1週間当たり7.5時間とし、OECD参加国の平均時間よりも長いとされている（文部科学省・国立教育政策所，2018，p14）。部活動に立ち会う時間は、およそ週10時間程度であるとしている（内田，2018，p21）。特に、若手教員は、40代

や50代の教員よりも立会時間が長いと指摘されている。文部科学省の「教員勤務実態調査」において、部活動の活動日数が多いほど、学内勤務時間が長いことが明らかとなっている。部活動の活動日数が1日の場合と7日の場合とでは、平日の学内勤務時間が1時間以上異なる。特に、若手教員においては、部活動をもたされ、立会時間が長い状況にあるといえる。

部活動は多様な種類の部活動が存在する。部活動において活動時間に差が生じているのだろうか。土日の活動時間は差が生じることも明らかになっている。とりわけ、野球部、サッカー部、バレーボール部は土日の活動時間が長いことも明らかになっている。加えて、内田（2017）の調査から、名古屋市の初任教員においては、時間外労働の80時間を超えているにもかかわらず、運動部の顧問をもたされるケースが多いとしている（内田，2017）。

つまり若手教員は、労働時間も長く、運動部の顧問をしているという過重な負担の中で、働いていることになる。こうした運動部の顧問は、若手の正規教員だけではなく、若手の非正規教員も担っている。学校現場は人手不足の状況にあり、若手の非正規教員が担う仕事も正規教員と同等になってしまっている。教員が部活動にばかり時間を割かれてしまっている。本来、学校において、授業は教師の担う最も大切な実践である。この授業実践に集中できるように教師の働き方を見直す動きが生まれている。

2.2 学校教員の働き方改革への動き

長時間労働の現場で働く学校教員はどのような動きをみせているのだろうか。SNSを使って、ツイッターでの発信を行い、「部活改革ネットワーク」が結成されたり、署名活動をしたりといった動きが存在する。

教員として働きながら、教員の働き方への改善に向けて動いている斎藤ひでみは、こうした動きをみせた教員の一人である。斎藤は、Twitterを通じて、教員の働き方に関する問題意識のある教員と交流した。そして、「部活動改革ネットワーク」が結成した。このネットワークから中央教育審議会（以下、中教審）に対抗する団体として、現職審議会を設立した。

斎藤は長時間労働改善の根本的問題として、3つ挙げている。部活動が教員の職務なのかどうか、教員が不足していること、給特法に関することである。実際に、斎藤は、現職審議会で会議をし、記者会見を行い教員の働き方改革に向けて現職教員として訴えた。教員自身が学校現場の働き方に対して、改善したいという思いから、行動を起こしている。SNSによって、他の地域の教員たちともつながることが可能となっている。こうした動きは、教育社会学者の内田（2017）が取材を行い、『ブラック部活動』（東洋館出版，2017）にまとめている。

教員の働き方に社会的注目が高まり、給特法は一部改正がなされた。2019年に給特法は、一部改正され、自治体の判断で1年単位の変形労働時間制が適用されることとなる。これにより、夏休みなどをまとめて取得することが可能となる。一方で、労働時間を平均で週40時間を超えない範囲で、忙しい時期は延長可能となる。改正された内容自体に関しては、本当に教員の多忙化を防ぐことができるのかという点に関して、様々な疑問が提示されている（内田他，2020）。

部活動の問題は、本来、過労死ラインをはるかに超える教員が、さらに改革を求めて働くということのみで、解決される問題ではない。教員、子ども、保護者、地域の人々、行政機関、放課後児童クラブ、NPO、教育学研究者など、子どもの育ちに関わる多くの人々が共に解決方法を模索すべき問題である。子どもは未来の社会の主人公である。その子どもたちが放課後をどのように過ごすべきかという問題は、この社会を生き

るすべての人々が考えるべき課題のひとつである。

内田 (2017)で指摘しているように、部活動は、本来教育課程外の活動である。あくまでも、生徒の自主的な活動であるのにもかかわらず、部活動が生徒に強制されている現実も存在する。生徒に強制されているということは、教員も部活動顧問をしなければならないということでもある。顧問を希望しなかったとしても、顧問をもたされ、休日出勤をせざるを得ないこともある。

部活動で多忙化し、本来の業務である授業のための教材研究の時間が不足しているという問題は、子どもの学習環境を考える上でも重要である。では、授業や学級運営、校務分掌、部活動の運営などをする若手の非正規教員は、部活動をどのように捉えているのだろうか。次に、若手非正規教員へのインタビューをもとに考察を行う。

3. 初任の非正規教員と部活動

部活動は若手教員が運動部などを担うケースが多い状況にある。その中でも特に、非正規の常勤講師は、部活動の立会時間が長いと指摘されている (内田他, 2018, p21)。若手の教員が部活動顧問を持たされやすい現状があるだけでなく、若手の非正規教員も同じように部活動顧問をもたされている。若手の非正規教員が授業に加えて、部活動顧問、校務分掌、担任を担わざるを得ないという実態も存在する。では、そうした若手の非正規教員は、どのように働いているのだろうか。

3.1 部活動といじめ・不登校のケア

最初に、Aさんの事例をもとに考察を行う。Aさんは、新卒で臨時的任用教員として中学校で働き、現在も臨時的任用教員として働いている。専門は、中学校の国語である。初任の時の仕事内容は、特別支援学級担任、国語専科、校務分掌、運動部の主顧問であった。本インタビューでは運動部の顧問としての働き方に焦点を当てて考察を行う。個人情報の特典などを防ぐために、インタビューの内容の一部を要約する。

【臨時的任用教員 Aさんのインタビューの部分的要約】

[初任の時には、帰宅時間が毎日のように深夜0時頃の帰宅となっていた。その理由のひとつは、部活動などで、生徒や保護者への対応をしていたことにある。Aさんが主顧問をしている部活動に所属する生徒と保護者が、いじめを受けていると感じており、頻繁に相談に来ていた。部活動内でのいじめではない可能性が高かったが、生徒や保護者の相談に応じていた。

生徒にとっては、Aさんを信頼し、いじめの相談をすることができた。それによって、他の教員と協同して、いじめの対応をすることができた。

Aさんは非正規の1年契約ため、他校に移ることとなった。Aさんがなくなった後、その生徒は不登校気味になったという噂を耳にすることもあった。しかし、再び相談に乗ることもできないので、実際どういう状態にいるか確認をしたり、ケアをしたりできない。Aさんはそれが今でも気にかかっている(2019年5月)。

Aさんの事例からは、初任の非正規教員が、国語の専科、特別支援学級担任、校務分掌、運動部の主顧問、いじめへの対応など多様な職務を担わなくてはならない実態が浮かびあがってくる。初任者研修もなく、担当の指導教員もつかないまま、一人で多様な業務を遂行し、毎日のように、深夜0時頃の帰宅をしていた。

教員の多忙化問題は、自治体により異なる。例えば、正規であっても初任教員は担任

を持たなかったり、部活動も副顧問にしたりなどの配慮をすることが可能な自治体も存在している。

その一方で、Aさんの事例のように、初任の非正規教員が、正規のベテランと同様に、授業、担任、校務分掌、部活動というフルセットを担っている自治体も多く存在する。Aさんは、特別支援教育の免許を取得しておらず、専門的に学んだ経験もないのに、特別支援学級を担任することになった。Aさんは、非正規であるため、基本的には、初任者研修や担当の指導教員がつかなかった。そうしたことから、特別支援が必要な子どもへの対応や個別指導の書き方等を学ぶ機会が少ない状況で働いていた。

このような過酷な労働環境で、初任者研修もなく、担当指導教員もつかず、教員採用試験に正規合格をするための学習時間も確保できないまま、Aさんは、最善を尽くして働いている。特に、いじめを受けたと思われる生徒と保護者に対して、多くの時間をさいて対応をしている。しかし、Aさんは非正規であるため、1年後には職場を去らなくてはならない。この状況から浮かびあがるのは、初任の非正規教員がフルセットの労働を担うという過酷な労働環境が、生徒にとっても、教員にとっても持続可能ではないという点である。

特別支援の生徒や、いじめや不登校への対応は専門的知識や技能、地域の福祉や医療との連携、安定した愛着関係の醸成などが必要である。初任の非正規教員が、過酷で不安定な労働環境にいることは、教員だけではなく、子どもの学びと育ちの場を営む上で、大きな問題となっている。教師の労働環境の問題を、子どもの学びと育ちをどう保障するか？という観点からもう一度、問い直す必要があるのではないだろうか。

3.2 地域における放課後の居場所としての部活動を担う非正規教員

【臨時的任用教員 B さん】

B さんも、A さん同様に、新卒で臨時的任用教員として働き、現在も臨時的任用教員として働いている。専門は中学校英語である。

現在の仕事内容として、特別支援学級の生徒の支援、美術の授業、部活動主顧問、校務分掌をしている。部活動はサッカー部である。毎日部活動があるため、時間外労働が2時間以上となっているという。20時ころまで学校へ残り、遅いときは22時まで残ることもあるという。また、Bさんの学校では部活動に生徒は必ず入るようにいわれ、教員も顧問をもつようになっている。そうした状況で、部活動をどのようにとらえているのだろうか。

Bさんが働く学校は僻地で、島で働いている。Bさんは、生徒全員が部活動に加入することに対して、こう語っている。個人が特定されないように、一部要約、修正したものである。

[私的には、全員加入制にしたら、やりたいことがない子たちは苦しくなると思うんですけど、やりたくない子たち、部活に入っていない子たちが家に帰ったときに家に帰るだけで、居場所がない。保護者も17時18時まで働いているので。塾みたいに解放できる場所が、学校外で集まれる場所があるといいんですけどね。地域に戻して、地域の青年の方が見てくれたら本当にいいのになって思いますけどね(2019年11月)]。

インタビューより、部活動は生徒の居場所として存在している側面をもっていることが明らかになった。また、部活動は、地域と保護者と生徒にとって、次の二つの点で重要であることが語られた。

第一に、Bさんの勤めている離島では、島外に出る機会自体が少ない傾向にある。部活動で、船に乗り、車で移動し、生まれ育った離島以外の地域に行くことが、生徒にとって豊かな経験をする貴重な機会となっている。公共交通機関の充実していない地域では、生徒の土日の部活動の試合などへの送迎も教員の仕事のひとつとなっている。

第二に、生徒の放課後の居場所として、保護者や地域の人々からの期待が存在することが語られた。地域で居場所のない生徒がどこかにたむろしている状況よりはむしろ、学校で部活動をしていることが、保護者や地域の人々にとっての安心感にもつながっている。

このように、部活動は、生徒と地域社会と保護者と共に、いかにして子どもの豊かな放課後の育ちをサポートするかという問題であるとBさんはとらえている。

その一方で、Bさんの、過労死ラインをはるかに超える労働時間と、休日出勤により子どもの豊かな放課後としての部活動は支えられている。この状態にはいくつかの点で問題が存在する。

第一に、部活動で多忙化するという事は、本来の仕事である授業のための教材研究の時間が確保できないということも意味する。Bさんは、本来は英語教員であるにも関わらず、離島においては、学んだことのない美術の授業を担当した。その美術の教材研究のためには、専門科目の英語よりもはるかに多くの時間を割く必要がある。しかし、初任者研修も、指導教員もつかない非正規教員であるBさんには、はじめて担当する教科の教材研究をしたくてもする時間も場も教えてくれる人も存在しない。

またBさんは、特別支援学級の担任も担っている。本来、特別支援学級の子どもの状態は一人ひとり異なり、多様である。例えば、発達障がい、学習障がい、聴覚障がい、視覚障がい、肢体不自由、知的障がい、情緒障がいなどそれぞれに専門的な知識が必要となる。大学の教職課程で学ぶ学習指導案とは異なり、個別の指導計画を書く必要がある。

このように、非正規の初任者でありながら、正規と同じフルセットの仕事を担当し、学級運営、特別支援、専門外の科目、部活動の指導方法などを学ぶ必要がある。非正規と正規の違いは、雇用の不安定さや低賃金だけではない。初任者研修や、初任者のための指導教員がいないという点への不安を多くの非正規教員がインタビューで語っている。

この問題は、本来の学校の役割である授業や学級運営などのためにBさんが学ぶ時間や場が十分に確保できないということの意味する。これは、Bさん個人の問題ではなく、子どもと保護者と地域にとっても重要な問題である。

第二の問題点としては、Bさんが部活動で多忙化する一方で、教員として必要な知識を学ぶ時間が不足してしまうという問題が存在する。教員採用に向けた学習は、子どもたちの学びと育ちをケアする上でも必要な知識を身につけるということでもある。しかし、その時間を十分に確保することもできず、Bさんは、翌年度も非正規教員を続けるという状況となっている。非正規教員が学ぶことのできる時間と場と人を確保することは、子どもたちの学びと育ちをより充実させるためにも必要なことである。

第三の問題点として、非正規教員の過酷な勤務実態は、教員不足の要因の一つとなっている点が挙げられる。Bさんは、非正規教員の契約終了後の1年後には、他の離島への転勤をせざるをえなかった。引っ越しの費用や時間や手間、新たな地域での生活に慣れる物理的、経済的、身体的負担も存在する。引っ越しが負担となっているのは、Bさんの事例だけではない。1年ごとに引っ越し、もしくは、長距離通勤を選択せざるをえなかったり、突然、雇用形態が変わり、給与が半分になったりした等の声が、非正規教員

達へのインタビューでは語られた。

このような非正規教員の過酷な実態や教員の多忙化が常態化している現状では、どれだけ「教員の魅力」をアピールしても、教員採用試験の倍率低下と教員不足の問題を解決することは困難である。

このように、教員の本来の業務ではない部活動で教員が多忙化することにより、授業の教材研究や学級運営にあてる時間が減るといった問題が存在する。この問題は、子どもたちの放課後の時間をだれがどのように担うのか？という問いを提起している。

部活動に関しては、2018年に出された運動部に関するガイドラインによって、部活動の活動時間が減少している（内田，2020）。確かに、部活動の活動時間を減らすことは、教員の働き方を見直す上で大切である。教員が、授業の教材研究や、学級運営などの本来の業務に専念できる環境を整えることが大切である。

その一方で、Bさんが「地域や保護者の人々が子どもたちの放課後の居場所を求めている」と語るように「子どもの放課後のケアを誰がどこでどのように担うのか？」という問いを探究する必要性がある。

4. ユースワークの視点から部活動を捉える

AさんとBさんのインタビューから、部活動を担う非正規教員が、不登校やいじめなどのケアをしたり、放課後の子どもの居場所を担ったり、地域外での豊かな経験をできるようにサポートしている現状が明らかになった。

その一方で、非正規教員が、授業の教材研究や学級運営を学ぶ必要性や、教員の多忙化や教員不足の問題を考えたとき、部活動を教員が担い続けることには、困難が伴う。では、子どもの放課後の学びと育ちを誰がどのように担ったらいいのだろうか？この問いに関して、社会教育の職務経験のある非正規教員のCさんのインタビューをもとに考察を行う。

【臨時的任用教員（現在）Cさん】

Cさんは、小学校補助教員と臨時的任用教員の経験があり、現在は臨時的任用教員として働いている。さらに教育委員会や文部科学省等で働いたり、大学院で学んだりした経験もある。以下は、Cさんのインタビューである。個人が特定されないように一部抜粋、要約、修正したものである。Cさんは、福祉と教育の両方の領域で学び、働いた経験をもとに次のように語った。

[国際交流事業でドイツに10日くらい行ったことがあります。青少年育成という分野に申し込んでいきました。私が行った地域は、難民をどのように受け入れているかという事がメインでした。ドイツでホームステイをして、行く前の事前学習で、ユースワークを学んでいきました。ユースワークは、青少年向けのソーシャルワークと少し似ています。（中略）

自分自身は、社会教育に携わっていましたが、ごく一部分であり、学校教育が大切という気持ちでした。しかし、ユースワークという考え方を知って、子どもたちへの見方がかわりました。例えば、「ユースワークという考え方から見たら、放課後に高校生はいつもどうしているんだろう？中学生は部活以外は何をしているのんだろう？」等と考えるようになりました。また、放課後には地域でいろんなかわりがある、塾に行っているだけではなく、余暇活動をささえる人がいるという事を知って、ああ学校教育だけでは教育はダメなんだと。言い方変ですけど、世の中って、学校教育だけじゃなくっていろんなところでいろんな人が教育にかかわっているから、その人が育っていくんだなって、

思いますよね。

学校に教員という立場でいると、自分がその子を育てなくちゃいけないとか自分が何とかしてあげなきゃいけないという気持ちになってしまいがちです。しかし、学校でできることは学校でやるけど、その先のことはもっと社会の中で、この子は学んでいくという視点が大切だと考えるようになりました。要は、あんまり自分を重くしないというか、いろいろな人で支えているから、一人でやらなきゃいけないということはないんだということのをいい意味で学びました(2019年11月)。

Cさんはドイツに行く前の事前学習においてユースワークの視点を学んだ。Cさんは、教育委員会において、社会教育の部署を担当したことがある。Cさんは、「誰がどのように子どもの放課後の学びと育ちを担ったらいいのでしょうか?」という問いに対して、多様な職務経験やドイツでの学習から、ユースワークの視点で、日本の中学生の余暇活動をとらえなおすことを提案した。

教員は、Cさんが語ったように、「学校にいと子どもを自分が育てなくて」と思ってしまうがちなものである。しかし、実際には、社会の中で学んで行くという視点をもつことの重要性をCさんは語っている。学校以外の子どもの学びと育ちの場の充実により、多くの人から支えられながら育つことのできるような環境整備が必要である。

確かに、部活動によって教員は長時間勤務になっている。ガイドラインなどで部活動を削減したり、外部指導者など別の人材をいれたりということがなされてきている。その一方で、部活動自体がなくなったり、時間が減らされたりすることは、子どもの居場所がなくなる可能性があるということである。そうした、子どもの居場所を社会の中でより充実させていく必要がある。「では、だれがどのように?」という問いは多様な立場の人に向けて問い続けることで、より豊かな学びの場が醸成される可能性がある。

Cさんのように、多様な職務経験をもち、かつ教育現場を知る教員たちが、子どもの放課後の居場所づくりについて意見を表明し、教育や福祉の政策に反映させる場が求められているのではないだろうか。そこで、本研究においては、C教員の語った「ユースワーク」の視点をもとに部活動のあり方の考察を行う。

5. 部活動にかわる居場所づくり

部活動が果たしている役割を非正規教員はどのように捉えているのだろうか。インタビューから、教員達は、子どものケアやサポートの場、子どもの居場所としても認識しているという点が明らかになった。学級以外での「居場所としての部活動」の側面もあることがAさんのインタビューでは語られた。こうした、学級以外での居場所としての部活動が、子どものケアやサポートをする場にもなりうるという側面も存在する。

Bさんのインタビューでは、地域や保護者から、放課後の子どもの居場所としても部活動が求められているという事が語られた。小学生は、放課後児童クラブで放課後を過ごせるようになっている。しかし、中学生からは放課後児童クラブに在籍することはできない。Bさんが語るように、中学生からは放課後の居場所が部活動になっている可能性がある。また、部活動を通じて、子どもの活動領域を広げ、地域を超えた経験につなげることが期待されている点をBさんは指摘していた。

このように、部活動は、放課後児童クラブのような「放課後の居場所」としての福祉的側面があったり、地域を超えた経験をしたりなど多様な側面を持っていると捉えている教員がいる事が明らかになった。

しかし、そうした部活動によって教員は多忙化し、長時間勤務で過労死ラインぎりぎりで働いているという現状がある。この問題は、社会教育と学校教育、教育と福祉、教員と保護者と地域の人々と行政が協力し、「誰がどのように子どもたちの放課後の学びと

育ちを担うのか？」という問いを共に探究する必要性がある。

では、どのように子どもの居場所やケアする環境を築くことができるだろうか。今回、本論文では、Cさんのインタビューで語られた「ユースワーク」という視点に焦点を当てて、考察を行う。

5.1 ユースワークと部活動との関係性

ユースワークはイギリスやドイツなどで取り組みがなされてきている。ドイツにおいては、「学校、家庭と並ぶ第三領域としての青少年援助 (Jugendhilfe) が位置し、家庭支援、学校への移行支援、学校から職業生活への移行支援などの重要な役割」とされ、ユースワークの取り組みを積極的に行っている (生田, 2016, p260)。

では、ユースワークとはなにか。ユースワークとは、「若者の想像力、主体性、統合、参画、抱負 (aspiration) を涵養する取り組み」 (津富・両角, 2020, p92) とされている。若者のための空間を創ること、若者の人生において橋を架けることを基盤としている (津富・両角, 2020, p93)。自主的に、自分で決定するということを重視している。

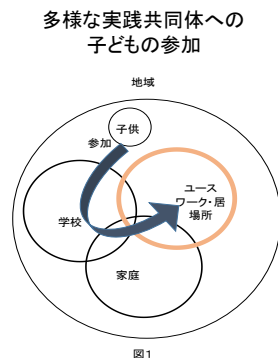
こうしたユースワークと学校はどのような関係にあるか。それは、「フォーマルな教育に多様性と実践的な経験を与え、また、学校に参画と共創という側面を持ち込む。ユースワークはまた、フォーマルな学習における若者の成長を支援することで、授業の出席や学業成績を高めることを助ける」 (津富・両角, 2020, p95) とされている。ユースワークによって学校への参加を助ける役割を果たすとしている。

では、ユースワークはどのようなところで活動が実施されているのだろうか。活動場所として、青少年施設、公民館、コミュニティセンター等で活動を行うとされる (遠藤・水野, 2006, p47)。現行の学習指導要領の中で部活動は次のように書かれている。

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制がととのえられるようにするものとする (中学校学習指導要領, 平成 29 年告示, p27)」。

社会教育施設の活用という意味で、部活動とユースワークは似通っている。さらに、部活動は、学級以外での居場所になっているとされるように、地域にも子どもの居場所をつくっていく必要がある。小学生のうち、放課後児童クラブにおいて放課後を過ごせるようになってきている。しかし、中学生からは放課後児童クラブのような安全で安心して放課後を過ごせる場所が限られてしまっている。放課後児童クラブの取り組みは、厚生労働省が管轄する取り組みであり、福祉的な領域にあたる。ユースワークの取り組みは、「若者の社会的包摂と幸福 (wellbeing) を目指す社会福祉の活動」ともされ、福祉の領域でもあるとしている (松井, 2009, p4)。こうしたことから、学校は、部活動において、福祉的な役割をも担っているということになる居場所が多くあればあるほど、より多様な人間関係を築きやすい。

ある公民館においては、公民館を利用する際、子どもとのレクリエーション等で利用す



ることは遠慮してくださいという場所もある。本来であれば、子どもも含めた市民全体が利用できていいはずである。家庭、学校、地域の居場所を考えると、図1のように、子どもは、学校、家庭だけではなく居場所に参加することで、地域の中で、多様な居場所に参加可能となる。

5.2 放課後の子どもの居場所を誰と共にどこでどのように共創するのか？

現在、部活動は主に教員の多忙化の側面から論じられている。この論争を、「子どもたちの放課後の居場所を、誰と共に、どこに、どのように共創するのか？」という問いに転換し、学校教育と社会教育、教育と福祉の連携をはかり、地域の人々や保護者や子ども自身が参画することにより、放課後の豊かな学びと育ちの場を構想する必要性がある。この問いの論点の一部分として、次の点が挙げられる。

第一に、部活動の問題は、教員の多忙化のみならず、学校安全や危機管理などの点からも改善する必要性がある。部活動において、事故、体罰、いじめなどの問題も起きている。内田（2017）が指摘するように、体育の授業は、教育課程内にあるため、大学の教職課程の授業において、教員が安全に配慮した教育方法を学んだり、卒業後も、研修や担当教員による指導などを通じて安全への配慮がなされたりしている。しかし、部活動は、教育課程外のため、教職課程の授業や研修を通じた学習が十分に行われているとは言い難い（内田，2017）。

例えば、Aさんのように、はじめて取り組むスポーツの部活動を担当するために、必死に取り組んだとしても、1年後には異なる学校に移り、異なる部活動を担当するということになれば、時間的にも物理的にも身体的にも限界が存在する。安全への配慮を教員個人に委ねることには、限界があるのではないだろうか。

Bさんの事例では、自主的活動であるはずの部活動に全員参加が義務づけられている状況の背景に、地域や家庭に若者たちの居場所が少なく、家で一人で過ごしたり、子どもたちが所在なく、たむろしたりする状況を防ぎたいという意識も存在することが語られた。こうした問題も、若者たちの放課後の居場所が地域に創出されることで、改善することができると考えられる。

こうした学校安全や危機管理の観点からも、「放課後の子どもたちがスポーツや文化活動ができる場を、誰がどのようにどこで担うべきか？」という問いは重要である。地域には、スポーツや音楽や美術などの文化活動を行っている人々や団体、場が数多く存在している。部活動指導員制度の充実化や、地域のスポーツや文化活動を担う団体に若者が安全に参加しやすくする研修やサポートをするなど、多様な観点から議論を重ねるべきではないだろうか。

第二に、保育園の待機児童問題や、小学校の放課後児童クラブの高学年までの延長など、厚生労働省が管轄している福祉の分野から中学生を含めた子どもの居場所を再考する必要性がある。

現在は、部活動の回数を減らしたり、時間を減らしたりすることの重要性が指摘されている。こうしたとき、家庭や地域に居場所がある子どもであれば、早く帰宅をするということが可能である。しかし、少子高齢化、核家族化、非正規や低所得者層の増加などの社会情勢のもとで、共働き世帯が増えており、家庭で子どもをケアすることにも限界が存在する。現在の経済情勢や人口動態などを踏まえて、女性もまた労働を担うことが求められている。子どもの保育所や放課後児童クラブが足りず、中学生の放課後の居場所が少ない状況においては、女性が出産と同時に正規の仕事を辞めてしまうM字ラインの問題も解決することが困難となる。放課後の子どもたちの居場所づくりは、学校教育だけではなく、福祉や保健、安全、労働、経済、少子化など多様な観点を持つ人々が

対話をする過程で再構築する必要性があるのではないだろうか。

第三に、放課後の子どもの居場所として、裕福な家庭では、塾や習い事などをする余裕が存在すると考えられる。一方で、貧困世帯や一人親家庭の場合、子どもが一人で家で過ごしたり、子ども同士が集まってたむろしたりするなどの状況も存在するケースがある。貧困世帯で育っていたとしても、スポーツや文化活動に親しむ場として部活動が機能している自治体も存在する。

貧困の連鎖や虐待の防止などの観点からも、放課後の子どもの居場所を再考する必要性がある。現在、放課後に貧困世帯の学習サポートを行うNPOなどの活動も存在する。子ども食堂などのように、貧困世帯の子どもたちが安心して食事をできる居場所づくりに取り組む団体も存在する。

貧困の連鎖を防ぎ、虐待を防ぐ観点からも、放課後の居場所づくりを構想することは重要である。ブルデュー(1991)が指摘するように、文化資本の再生産と貧困の問題は関連している(ブルデュー・パスロン, 1991)。教育社会学者の荻谷が指摘するように、貧困と学力格差の関係性も問題となっている(荻谷, 2012)。スポーツや文化活動や学習サポートなどの実践をしているNPOも参画し、放課後の豊かな過ごし方を探究する必要性がある。

少子高齢化が急速に進む中、未来の社会を支えるのは今を生きる子どもたちである。子どもたちの学びと育ちをどうデザインするのか?という問いは、未来の社会をどうデザインするのか?という問いとつながっている。すべての人々が、それぞれの立場から、自らの問題として、子どもの放課後の学びと育ちのあり方を語る場が求められている。その時の視点のひとつとして、ユースワークの理念や実践事例を活用することができると考えられる。

6. おわりに

本研究においては、若手の非正規教員のインタビューをもとに、次の点に関する考察を行った。

(1)初任の非正規教員であっても、運動部の主顧問を持つこともあり、休日の送迎を担ったり、帰宅が遅くなったりして、授業の教材研究や学級運営などに専念できないほど多忙な働き方を余儀なくされる自治体が存在している。教員の本来の業務である授業や学級運営に集中できるような働き方を探究するべきではないだろうか。

(2)学校において、学級と部活動の二つの居場所が存在することで、学級で困難を抱えている生徒が部活動の教員に相談をしたりして、いじめや不登校などへのケアにつながる可能性がある。しかし、非正規教員の場合、1年ごとの異動となることが多く、継続したケアが困難な状況にある。非正規教員の側も一年ごとに異なるスポーツや文化活動の指導方法を学ぶ必要がある。若手の非正規教員が部活動を担うことには限界が存在しているのではないだろうか。

(3)部活動を中学生の放課後の居場所として捉えている地域や保護者や教員も存在している。

(4)部活動による教員の多忙化は深刻である。しかし、部活動の回数を減らすということだけでは、子どもの居場所がなくなってしまう可能性がある。地域において安全で安心して過ごすことのできる居場所づくりが必要である。現在は、学校が、あまりに多くの役割を担っている。そうしたとき、学校と家庭と社会が連携するユースワークの視点から居場所づくりをすることで、子どもが地域で学び育つ環境をデザインすることができる。

(5)学校教育と社会教育、教育と福祉が連携し、少子高齢化社会や経済、労働、学力格差

や貧困の連鎖や虐待防止などの観点からも、放課後の豊かな学びと育ちを構想する必要がある。その論点の一部として、次の点が挙げられる。

第一に、少子高齢化や共働き家庭の増加、核家族化などの社会的背景のもとで、保育所から高校まで、子どもの居場所づくりを一貫して再構築する重要性が増している。第二に、学校安全や危機管理の点からも放課後の居場所づくりを再考する必要がある。第三に、学力格差や貧困の連鎖や虐待の防止の観点からも、放課後に、豊かな学びと育ちができる場が求められている。

本研究では、若手の非正規教員との対話をもとに、「誰と共に、どこでどのように放課後の子どもの居場所を共創するべきか？」という問いを発見し、探求した。

教員たちが問題提起をする過程で、部活動問題に注目が集まり、改善の動きに向けた歯車が少しずつ回りはじめている。この動きに、より多くの人々が参加し、現場に立つ学校教員の声に耳を傾け、自分自身の立場や観点から語りはじめることで、子どもの居場所のあり方を再構想することができる。

本論文では、若手の非正規教員の声に耳を傾けることで、最も過酷な立場で、子どもの安全に配慮したり、いじめのケアをしたりしながら、矛盾や葛藤を一身に背負い、真摯に部活動の意味を探究している姿を描こうと試みた。

そうした教員自身の声の中から発せられた「ユースワークの視点から部活動を再考してはどうでしょうか？」という問いを本論文の後半では探究した。こうした教員の声に耳を傾け、「教員の多忙化と部活動問題」を「子どもの放課後の豊かな学びと育ち」のあり方へと議論を拡大化する必要がある。

7. 今後の課題

本研究において、若手の非正規教員の声に耳を傾けることで、部活動をめぐる矛盾や葛藤、意義や意味などを探究してきた。そのなかで、学校教育と社会教育、教育と福祉が連携し、地域の人々と共にユースワークの視点から子どもの居場所をデザインする必要があるのではないかという問いを提起した。今後の課題としては、次の点を探究する予定である。

(1) 日本型のユースワークという点で考えたとき、すでに実践を行っている NPO や団体との連携を考えることが必要となる。日本で子どもの放課後の居場所づくりをしている NPO や団体などの実践事例を調査し、子どもの居場所をどのようにデザインすることができるかを探究する。

(2) 教員の多忙化、教員不足、とりわけ若手の非正規教員の過酷な労働条件の問題は深刻な状況にある。若手教員が、授業や学級経営などに関する教材研究や研修に専念できる十分な時間や環境を確保し、健康に学び、働き続けられる環境を探究する。

(3) 若手非正規教員へのインタビューでは、1年ごとに異動を余儀なくされることで、引っ越しや、地域との関係性の切断、子どものケアの中断、雇用関係や給与の大幅な変化など多様な困難が語られた。若手非正規教員が1年おきに学校を異動することで、どのような影響があるのかを探究する。

これらの課題を今後はインタビュー調査やアンケート調査などの手法を用いて探究する予定である。学校教員は、授業や学級運営だけではなく、放課後の子どもの居場所としての部活動や、特別支援教育や、虐待の予防や発見、貧困の連鎖の防止、感染症の予防や対応など、教育、福祉、保健、医療など多様な分野と関わる仕事を担っている。チーム学校という言葉をさらに広げて、より多くの人々の参加する場で、学校外での子どもの居場所づくりを探究する必要があるのではないだろうか。

謝辞

インタビューで対話をさせていただいた 50 名をこえる方々に心より感謝する。本論文で紹介をした方には、インタビューの該当箇所を確認し、掲載を承諾して頂いた。部活動や教員の多忙化、学校リスクや虐待問題などに関する発信を続けている教育社会学者の内田良氏、若手非正規教員や初任教員のケアを試みている日本教師教育学会事務局長の和井田節子氏、デュイ研究の専門家の上野正道氏、教師のメンタルヘルスの研究をしている田中健史朗氏にも研究上の助言を頂いた。研究へのご協力に感謝の意を表す。学生の立場から教師の多忙化の現状を変えようと試みている Teacher Aide の学生の方々にもご協力頂いたことに感謝する。この他にも、研究に協力して下さった方々に感謝の意を表す。

参考文献

- 1)生田周二「子ども・若者支援専門職養成の構想試論—ユースワークを中心に—」次世代教員養成センター研究紀要第2巻, pp.259-263, 2016.
- 2)井上いずみ, 村松泰子「臨時的任用教員の就業意識とその実態」東京学芸大学紀要総合教育科学系, 第58号, pp.515-531, 2007.
- 3)今井崇恵, 田尻敦子「若手の非正規教員の働き方と初任者研修—初任の非正規教員の求めるサポートをインタビュー調査から探る」関係性の教育学会編『関係性の教育学』第19巻, 第1号, 2020.
- 4)薄田綾子「教育相談室だより No.98 <Special Contents>臨時教職員の現状と課題」2017年11月, 閲覧日2020年7月22日, https://www.jec.or.jp/soudan/pdf/98_1.pdf
- 5)内田良『ブラック部活動』東洋館出版社, 2017.
- 6)内田良, 上地香杜, 加藤一晃, 野村駿, 太田知彩『調査報告 学校の部活動と働き方改革 教師の意識と実態から考える』岩波ブックレットNo.989, 2018a.
- 7)内田良, 斎藤ひでみ『教師のブラック残業—「定額働かせ放題」を強いる給特法とは?!』学陽書房, 2018b.
- 8)内田良「Yahoo!記事 2019年の運動部の活動時間数 大幅減に転じる ガイドラインの定着 週3時間減の県も」2020年1月3日, 閲覧日2020年7月23日 <https://news.yahoo.co.jp/byline/ryouchida/20200103-00157522/>
- 9)内田良, 広田照幸, 高橋哲, 島崎量, 斎藤ひでみ『迷走する教員の働き方改革—変形労働時間制を考える』岩波ブックレットNo.1020, 2020.
- 10)遠藤保子, 水野篤夫「青少年を支援する専門職(ユースワーカー)養成と力量形成—ランカスター大学セント・マーチンズ・カレッジのカリキュラムを中心として—」立命館人間科学研究, 第12号, pp.45-54, 2006.
- 11)加藤一晃「部活動研究の成果と今後の展望—特別活動, スポーツの場, 居場所—」名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学), 第65巻, 第1号, 2018.
- 12)荻谷剛彦『学力と階層』朝日新聞出版, 2012.
- 13)佐久間亜紀「先生が足りない! 教員不足6つの処方箋」朝日新聞論座, 2019年a(6月15日), 閲覧日2020年7月22日, <https://webronza.asahi.com/national/articles/2019060500001.html?page=1>
- 14)佐久間亜紀「先生が足りない! それでも先生になりたい アルバイト教師の実態」朝日新聞論座, 2019年b(5月10日), 閲覧日2020年7月23日, <https://webronza.asahi.com/national/articles/2019050600001.html>
- 15)J.レイヴ, E.ウェンガー, 佐伯胖訳『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加—』産業図書株式会社, 1993.

- 16) スポーツ庁「資料 7-1 部活動指導員の制度化について」2017年3月, 閲覧日 2020年6月28日,
https://www.mext.go.jp/prev_sports/comp/b_menu/shingi/giji/_icsFiles/afiedfile/2017/10/30/1397204_006.pdf
- 17) 田尻敦子「種としてのエスノグラフィ〜バリ島の美術学校で学んだ個人のライフヒストリーと学校誌〜」関係性の教育学会編『関係性の教育学』第5巻, 第1号, 2006.
- 18) 津富宏, 両角達平「翻訳 第二回欧州ユースワーク大会宣言—新たな世界を創り出す—」『国際関係・比較文化研究』第18巻, 第2号, 2020.
- 19) ピエール・ブルデュー, ジャン・クロード・パスロン, 宮島喬訳『再生産』藤原書店, 1991.
- 20) 松井祐次郎「ユースワークと若者自立支援 —青少年総合対策推進法案と今後の課題—」調査と情報—ISSUE BRIEF— No.642, 2009.
- 21) 文部科学省「教員勤務実態調査(平成28年度)の分析結果及び確定値の公表について(概要)」2018年9月, 閲覧日 2020年6月28日,
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afiedfile/2018/09/27/1409224_004_3.pdf
- 22) 文部科学省『中学校 学習指導要領(平成29年告示)』東山書房, 2018.
- 23) 文部科学省初等中等教育局「いわゆる「教員不足」について 平成30年8月2日」2018年8月, 閲覧日 2020年7月23日,
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afiedfile/2018/08/08/1407922_10.pdf
- 24) 文部科学省・国立教育政策所「OECD 国際教員指導環境調査(TALIS) 2018 報告書 vol.2 のポイント」2020年3月, 閲覧日 2020年6月28日,
<https://www.nier.go.jp/kenkyukikaku/talis/pdf/tails2018-vol2.pdf>